

学校法人神戸学院 神戸学院大学と公益財団法人こうべ市民福祉振興協会との 包括連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、学校法人神戸学院 神戸学院大学（以下「甲」という。）と公益財団法人こうべ市民福祉振興協会（以下「乙」という。）が連携のもと、しあわせの村を活用した市民福祉の向上に向けて相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 甲と乙は、次の事項について協力する。

- (1)地域社会でのソーシャルインクルージョンの実現に向けた取り組み
- (2)市民の健康・福祉の向上に必要な人材の育成
- (3) 甲または乙が行う事業への相互支援
- (4)その他両者が必要と認める事項

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第4条 本協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他必要な事項については、甲と乙が協議の上、別に定める。

本協定締結の証として協定書2通を作成し、署名捺印の上、各々1通を保有する。

令和 2 年 3 月 18 日

甲

神戸市中央区港島1丁目1番地3
学校法人神戸学院 神戸学院大学
学長

乙

神戸市北区しあわせの村1番1号
公益財団法人こうべ市民福祉振興協会
会長